

## 中央大学父母連絡会支部活動助成費取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、中央大学父母連絡会（以下「本会」という。）の支部が、本会の目的を達成するために行う事業活動に対して、本会から支部に対して交付する助成費について定める。

### (助成の種類)

第2条 この要領による助成の種類は、次の各号のとおりとする。

#### (1) 支部交付金

支部運営費として、各支部に毎年交付する。

#### (2) 特別事業活動費

次のいずれかに該当する場合は、申請により特別事業活動のための費用の一部または全部を助成することができる。

ア 本会の目的を達成するために、複数の支部が合同で行う特別な事業活動

イ 中央大学が参加する文化・スポーツ等を支援するために、単独の支部が行う特別な事業活動

ウ 中央大学の施設を見学するために、単独の支部が行う特別な事業活動

エ その他支部長会議で承認された特別な事業活動

### (助成金額)

第3条 助成金額は、次のとおりとする。

#### (1) 支部交付金

ア 東京都各支部、神奈川県支部、埼玉県支部、千葉県支部については、一律60万円とする。

ただし、会員が1000人以上の支部については、一律80万円とする。

イ 前ア以外の支部については、会員数に会員1人当たり年会費の20%を乗じた金額とする。

ウ 前イにかかわらず、会員数が150人に満たない支部については、一律15万円とする。

#### (2) 特別事業活動費

特別事業活動費は、一事業活動につき、10万円を限度として助成する。

### (特別事業活動費の申請)

第4条 この要領により特別事業活動費の助成を受けようとする支部は、所定の様式による申請書（計画書・見積り書）を、事務局を通して会長に提出しなければならない。

### (特別事業活動費の助成の決定)

第5条 前条に定める申請書の提出があったときは、会長は役員会に諮って、助成を決定する。

2. 会長は、決定した助成について支部長会議に報告する。

3. 会長は、決定した助成については、文書によって申請のあった支部長に通知する。

### (収支決算の報告)

第6条 助成を受けた支部は、次の期限までに所定の報告書を、事務局を通して会長に提出しなければならない。

(1) 支部交付金については、支部総会終了後3カ月以内

(2) 特別事業活動費については、事業活動終了後3カ月以内

### (改正)

第7条 この要領は、支部長会議の議によらなければ改正することができない。

#### 附則

この要領は、支部長会議の議決を経た日（1990年4月21日）から施行する。

#### 附則

この要領は、支部長会議の議決を経た日（1993年4月24日）から施行する。

#### 附則

この要領は、支部長会議の議決を経た日（1996年4月13日）から施行する。

#### 附則

この要領は、支部長会議の議決を経た日（2001年2月3日）から施行する。

#### 附則

この要領は、2004年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、2018年4月1日から施行する。